

青森県報

第九十五号

令和元年
十二月十一日
(水曜日)

目次

告 示

- 区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一
- 公共測量の実施……………(監理課) ……一
- 漁船保険付保義務の発生……………(西北地域
県民局) ……一

公 告

- 県有財産の売却に係る一般競争入札……………(行政経営
管理課) ……二
- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活
文化課) ……三

正 誤

- 令和元年六月十二日定例告示中……………(農村整備課) ……三

告 示

青森県告示第四百九十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第三項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和元年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)

加入区の名称

東津軽郡平内町大字清水水川字和山八八の一三

船橋 博孝

平内町第六加入区

東津軽郡平内町大字狩場沢字檜沢三一

船橋 正一

青森県告示第四百九十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所

二 測量の種類

公共測量(基準点測量、水準測量、地形測量)

三 測量の期間

令和元年十一月二十二日から令和二年九月三十日まで

四 測量の地域

十和田市大字伝法寺地内

青森県告示第四百九十五号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和元年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
つがる市牛潟町鷺野沢二九の六二四	車力
尾野 明彦	
つがる市富范町屏風山一の八五七	
秋田 浩一	
つがる市富范町去来見二五の一	
北沢 文敏	
西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字家岸五七の四	赤石水産
石岡 清美	
西津軽郡鰺ヶ沢町大字姥袋町字大磯三三三の一	
今 弘樹	
西津軽郡鰺ヶ沢町大字姥袋町字大磯二五の一〇二	
今 郁行	

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和元年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地 積（平方メートル）
むつ市大湊新町九の一	宅 地	一、七〇二・五九
八戸市吹上二丁目四五の一六、四五の三一	宅 地	三九〇・〇三

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部行政経営管理課
青森市桂木四丁目八の二 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一
青森県総務部行政経営管理課

2 入札日時

令和二年一月十四日 午前九時から

令和二年一月二十日 午後五時まで（必着）

3 開札場所

三戸郡三戸町大字川守田字西松原一〇の五	宅 地	二〇九・三三
三戸郡三戸町大字同心町字上川原七三の五	宅 地	五七六・三一
三戸郡南部町大字森越字上小路七の三	宅 地	六六九・〇三
上北郡七戸町字蛇坂五七の六二	宅 地	八八三・〇三
下北郡大間町大字大間字大間五四の一	宅 地	五〇二・〇七
下北郡大間町大字大間字大間四六の四、四七の二	宅 地	二三八・八二

青森市長島一丁目一の
青森県庁舎 東棟四階B会議室
4 開札日時

令和二年一月三十日 午前十時から
開札は、物件番号順に順次行う。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

令和元年十一月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森県空道協会

三 代表者の氏名

五十嵐 祐司

四 主たる事務所の所在地

上北郡おいらせ町青葉二丁目五〇の二一七一

五 定款に記載された目的

この法人は、県民・団体等を対象に、現実の護身の場で役に立つ実戦性、日本文化を受け継ぐ武道精神性、社会教育性、更にスポーツの競技性を兼ね備えた新たな徒手総合武道である空道の普及と振興に関する事業を行い、これをもって社会教育の推進、武道文化とスポーツの振興、国際交流、青少年の健全な心身の育成等々の公益に寄与することを目的とする。

正 誤

農 村 整 備 課

令和元・六・二三 第一七号	発行年月日 発行番号	区分	番 号	ページ	段	行	誤	正
告示 第二二三号				二	下	表中	大字新城字山田の一部	大字新城字山田の一部、字天田内の一部

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円七十三銭